

第1回日韓中青少年冬季スポーツ交流 実施要項(案)

＝スポーツ庁国庫補助事業＝

1. 目的

日本、韓国、中国の3カ国の青少年が、スポーツ交流を通じて多様な考え方や異文化に触れる機会を創出し、東アジア地域の平和と友好に満ちた社会の構築に寄与する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人北海道スポーツ協会

3. 共催(予定)

公益財団法人全日本スキー連盟、公益財団法人日本スケート連盟、
公益財団法人日本アイスホッケー連盟、公益社団法人日本カーリング協会

4. 主管(予定)

公益財団法人北海道スキー連盟、一般財団法人北海道スケート連盟、一般財団法人北海道アイスホッケー連盟、一般社団法人北海道カーリング協会

5. 後援(予定)

北海道、北海道教育委員会

6. 期日(予定)

令和7(2025)年1月19日(日)～24日(金) ※1月18日(土)国内前泊

7. 開催地

大韓民国 ソウル特別市／江原特別自治道

8. 実施競技

スキー(アルペン、クロスカントリー)、スケート(スピード、ショートトラック)、
アイスホッケー、カーリング

9. 編成表

派遣対象(148名／4競技6種目)

競技 種目	スキー		スケート		アイスホッケー	カーリング	本部 役員	合計
	アルペン	クロス カントリー	スピード	ショート トラック				
選手(男子)	8	6	10	8	22	5	—	59
選手(女子)	8	6	10	8	22	5	—	59
指導者	3	3	3	3	8	3	—	23
本部役員	—	—	—	—	—	—	7	7
合計	19	15	23	19	52	13	7	148

10. 経費

- (1) 参加料として、選手一人 20,000 円、指導者一人 15,000 円の自己負担(正規団員のみ)。
- (2) 下記の経費は日本スポーツ協会が負担する。
 - ① 日本～韓国間往復国際航空運賃
 - ② 指定集合・離散場所と国内利用空港(宿舍)間の移動経費
 - ③ 国内での前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
 - ④ 日本選手団共通ユニフォーム(※競技用ユニフォームは各競技で準備すること)
 - ⑤ 交換用ペナント、海外旅行保険料(滞在にかかる基本経費は韓国・大韓体育会が負担)
- (3) 以下の経費は参加者が負担する。
 - ① 国内集合・離散に関わる経費(自宅と指定集合・離散場所間の交通費等)
 - ② パスポートの取得に関する経費
 - ③ その他個人に係る諸経費(電話代、ルームサービス代等)

11. 参加資格

交流期間中の全日程・各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者で、それぞれ以下の条件を満たす者。

- (1) 選手：
 - ① 北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。
ただし、北海道スポーツ協会からの推薦が困難な事態が生じた場合は、日本スポーツ協会との協議の上、実施競技の中央競技団体からの推薦を認める。
 - ② 令和 6(2024)年 4 月 1 日現在、12～15 歳の中学生(平成 21(2009)年 4 月 2 日から平成 24(2012)年 4 月 1 日までに出生した者)。
- (2) 指導者：
 - ① 北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。
ただし、北海道スポーツ協会からの推薦が困難な事態が生じた場合は、日本スポーツ協会との協議の上、実施競技の中央競技団体からの推薦を認める。
 - ② 令和 6(2024)年 4 月 1 日現在、原則 30～70 歳までの者。
 - ③ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、コーチ 1 以上の競技別資格を有する者、または、日本スポーツ協会が特別に認めた者。
※参加申込みの際は、資格を証明する登録証の写しを添付すること。
- (3) 本部役員：
 - ① 日本スポーツ協会が選定する者と北海道スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者。

12. 審判・競技規則

- (1) 審判員は開催国が選任する審判員とする。
- (2) 競技会は親善競技とし、競技規則は最新の国際競技連盟規則を適用する。
ただし、各国間相互の合意を持って変更することができる。

13. その他

- (1) 参加者は、国際交流の意義を理解し、開催国の生活文化を理解するとともに、友愛の念を持って他の参加者と積極的に交流すること。
- (2) 参加者は、フェアプレーの行動・精神を実践するとともに、国際的なマナーを守り、競技会においては規則を遵守しなければならない。特に、試合中の審判の裁定は絶対のこととし、これを不服として不満の態度を示すこと、抗議をすることがあってはならない。